

第211回

新宿区都市計画審議会議事録

令和4年9月2日

新宿区都市計画部都市計画課

第211回新宿区都市計画審議会

開催年月日・令和4年9月2日

出席した委員

青木滋、石川幹子、倉田直道、澤田展志、高野吉太郎、戸沼幸市、中川義英、星德行、三栖邦博、下村治生、渡辺清人、野もとあきとし、沢田あゆみ、かわの達男、山崎裕一、小田桐信吉、篠塚一久

欠席した委員

遠藤新、井ノ口徹（代理：高橋交通課長）、大川瑛里

議事日程

日程第一 審議案件

議案第373号 東京都市計画地区計画新宿駅直近地区地区計画の都市計画変更案について
(内閣総理大臣認定)

議案第374号 東京都市計画駐車場第24号新宿駅南口駐車場の都市計画変更案について
(内閣総理大臣認定)

日程第二 中間報告事項

1 新宿区まちづくり長期計画「まちづくり戦略プラン」の改定について

日程第三 その他・連絡事項

議事のでんまつ

午後2時00分開会

〇戸沼会長 ただいまから第211回新宿区都市計画審議会を開催いたします。

事務局より、本日の委員の出欠について報告してください。

〇事務局（都市計画主査） 事務局です。

本日の委員の出欠状況ですが、**遠藤委員**から欠席の連絡をいただいております。また、新

宿警察署長の**井ノ口委員**は公務のため、欠席の連絡をいただいております。本日は、交通課長の**高橋様**に代理出席をいただいております。その他の委員につきましてはご連絡いただいておりますので、遅れていらっしゃると思います。

本日の審議会は定足数に達しており、審議会は成立しています。

あわせて、机上のマイクについてご説明いたします。発言前には、マイク前面の下にあります大きなボタンを押してください。マイクの先端が点灯しましたらご発言いただきますよう、お願いいたします。発言後は、同じく前面のボタンを押し、マイクの先端の光が消えたことをご確認ください。発言後にスイッチを切るのをお忘れのないようお願いいたします。

事務局からは以上です。

○戸沼会長 それでは、本日の日程と配付資料などについて、事務局からお願いします。

○事務局（都市計画主査） 事務局です。

まず、本日の日程です。議事日程表をご覧ください。

日程第一、審議案件、議案第373号「東京都市計画地区計画新宿駅直近地区地区計画の都市計画変更案について（内閣総理大臣認定）」です。議案第374号「東京都市計画駐車場第24号新宿駅南口駐車場の都市計画変更案について（内閣総理大臣認定）」です。

日程第二、中間報告事項1、「新宿区まちづくり長期計画「まちづくり戦略プラン」の改定について」です。

日程第三、その他・連絡事項となっております。

次に、本日の資料の確認です。

初めに、議事日程表、A4片面1枚です。

次に、審議案件に関する資料です。

資料1が議案第373号、374号に関する資料となっております。左上をダブルクリップでとめております。

1枚おめくりいただきますと、資料1-1、A4片面1枚です。

次に、資料1-2、A4カラーの冊子です。

次に、資料1-3、1-4、1-5、それぞれA4横、ホチキス留めの資料です。

次に、参考資料1、A4、ホチキス留めの資料です。

次に、参考資料2、A4横カラー、両面1枚の資料です。

最後に、参考資料3、A4横、ホチキス留めの資料です。

また、中央には事業者の方にお持ちいただいた模型を置いております。なお、写真の撮影に

ついてはご遠慮ください。

次に、中間報告事項に関する資料です。

資料2が、中間報告事項1「新宿区まちづくり長期計画「まちづくり戦略プラン」の改定について」の資料となっております。左上をダブルクリップでとめております。

1枚おめくりいただきますと、資料2、A4片面1枚です。

次に、資料2-1、A4カラー、ホチキス留めの資料です。

次に、資料2-3、A4、ホチキス留めの資料です。

この隣にクリップ留めで資料2-2、A4カラーの資料を置いています。

こちらの資料2-1と2-2につきましては、事前送付した資料から修正を加えております。

また、資料2-3につきましては、事前送付していない資料となります。

以上が、本日の案件に関する資料です。

その他に、まちづくり長期計画の冊子を2冊ご用意しております。

不足等ありましたら、事務局までお願いいたします。

最後に、傍聴の際の注意事項です。

傍聴人は静粛を旨とし、次の行為を行うことを禁止します。

- 1、言論に対して批評を加えたり、拍手その他の方法により可否を表明すること。
- 2、騒ぎ立てたり、その他の方法により会議の進行を妨害すること。
- 3、場内で飲食、談笑及び携帯電話による通話を行うこと。
- 4、みだりに席を離れ、立ち歩くこと。
- 5、場内で写真、ビデオ等の撮影及び録音をすること。
- 6、その他秩序を乱し、または会議の妨害となるような行為を行うこと。また、傍聴人が係員の指示に従わないとき、または会場の秩序を乱したと認めるときは、退場していただく場合があります。

本日の日程と配付資料、傍聴の際の注意事項につきましては以上となります。

○戸沼会長 それでは、議事を進めたいと思います。

本日は、審議案件が2件、中間報告事項が1件です。

会議は午後4時をめぐりにしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

日程第一 審議案件

議案第373号 東京都市計画地区計画新宿駅直近地区地区計画の都市計画変更案について

(内閣総理大臣認定)

議案第374号 東京都市計画駐車場第24号新宿駅南口駐車場の都市計画変更案について

(内閣総理大臣認定)

○戸沼会長 それでは、審議に入ります。

日程第一、審議案件、議案第373号「東京都市計画地区計画新宿駅直近地区地区計画の都市計画変更案について（内閣総理大臣認定）」、審議案件、議案第374号「東京都市計画駐車場第24号新宿駅南口駐車場の都市計画変更案について（内閣総理大臣認定）」です。

それでは、事務局から説明をお願いします。

○事務局（都市計画主査） 事務局です。

それでは、日程第一、審議案件、議案第373号、374号については関連する議案ですので、まとめて、新宿駅周辺まちづくり担当課長からご説明いたします。

○新宿駅周辺まちづくり担当課長 それでは、新宿駅直近地区に関わる都市計画案についてご説明させていただきます。

資料1-1をご覧ください。

「1 趣旨」です。

区と都は、更新期を迎えた駅ビルの建て替えを契機といたしまして、誰にとっても優しい新宿グランドターミナルとするため、平成30年3月に「新宿の拠点再整備方針」を策定いたしました。この再整備方針の実現に向けて、先行して再編する新宿駅直近地区の都市基盤等について、令和元年12月に都市計画を決定し、以降、建物計画などの具体化に合わせて、都市計画の変更を段階的に進めております。

現在、京王電鉄と東日本旅客鉄道による開発計画（新宿駅西南口地区）について、国家戦略特別区域法により、都は都市再生特別地区、区はこれに関連する地区計画及び都市計画駐車場の都市計画手続を進めています。

このたび、都市計画決定を行うため、本審議会に付議するものとなっています。

参考といたしまして、新宿駅西南口地区の開発計画について、資料の後ろに参考資料2を添付していますので、そちらをご覧くださいと思います。イメージパースが記載されている資料です。

左上の位置図をご覧ください。北が左を向いています。赤色の線で囲まれた範囲が新宿駅西南口地区となっています。現状、甲州街道の北側には京王百貨店とルミネ1、それから、南側にはJR新宿ビルなどがあります。

右側がイメージパースとなっています。

2ページ、裏面をご覧ください。計画概要です。

計画容積率は全体で1,540%となっています。

延べ面積は全体で約29万1,500㎡、北街区が約14万1,500㎡、南街区が約15万㎡となっています。

主要用途は店舗、宿泊施設、事務所などで、建物の階数、高さは、北街区が地上19階、地下3階、高さが約110m、南街区が地上37階、地下6階、高さが約225mとなっています。

工期は、2023年度に着工し、北街区は2040年代に竣工、南街区は2028年度の竣工予定となっています。

最初の資料1-1にお戻りください。

「2 経緯」です。

今回の都市計画変更につきましては、令和3年4月15日から地区計画原案の公告・縦覧・意見書の受付、19日には地区計画原案及び都市計画駐車場の素案の説明会を開催し、4月28日に本審議会に報告をさせていただいています。6月9日から地区計画案及び都市計画駐車場案の公告・縦覧・意見書の受付、6月15日には説明会を開催いたしました。

「3 都市計画案」についてです。

資料1-2をご覧ください。こちらは、6月15日に開催いたしました都市計画案の説明会で配布した資料と同じものです。

4月の報告から地区計画案及び都市計画駐車場案の内容に変更はありませんが、概要についてご説明させていただきます。

4ページをご覧ください。

左側に、令和元年12月以降にこれまで決定した都市計画の概要を示しています。

右側は、今回の都市計画案の概要を示しています。オレンジ色の線で囲まれたところが地区計画の範囲です。地区計画については、緑色の一点鎖線で示した新宿区と渋谷区の行政界をまたぐことから、新宿区と渋谷区の両区により都市計画の手続を進めています。また、青色が新宿駅南口駐車場となっています。

あわせて、都市再生特別地区の都市計画手続を東京都が進めています。

1ページおめくりください。

5ページ目以降が地区計画案の内容となっています。下線部が今回変更、追加する部分になります。

それでは、変更、追加等がある箇所についてご説明させていただきます。

5ページの下の区域図をご覧ください。今回、地区計画の区域に甲州街道南側の赤色A-5地区を追加しています。また、青色のA-2地区と緑色のA-4地区は、もともとA-2地区でしたが、今回の変更でA-2地区とA-4地区に分割しています。

次に、中段の「土地利用の方針」では、A-1地区にビジネス創発機能を整備する、A-4地区に賑わい形成に資する観光産業拠点や観光拠点の強化に資する宿泊施設を整備する、A-5地区にまちの回遊性を向上させる歩行者ネットワークの整備、複合的な都市機能と周辺住環境との調和を図ることを追加しています。

6ページの「地区施設の整備の方針」をご覧ください。A-1地区に加えA-4地区についても、建築物の中層階にまちを望むことができる空中回廊を整備することとしています。また、A-5地区に周辺市街地との調和や環境配慮として緑地帯、快適な歩行者空間を形成するため歩道状空地を整備することを追加しています。

次に、「建築物等の整備の方針」についてです。地域冷暖房の導入など環境に配慮した建築物とすることや、ユニバーサルデザインに配慮した空間を創出するため、バリアフリーの動線を整備することを追加しています。

11ページをご覧ください。各階の地区施設の配置を示しています。今回の都市計画で追加する地区施設は下線太字で記載しています。

12ページ左下の凡例をご覧ください。

青色で着色している部分が立体広場です。地下1階、地上1階、地上2階の公共的空間と、それらをつなぐバリアフリーの縦動線などを含めた空間を立体広場として配置しています。

次に、緑色で着色している部分が広場となっています。主要な歩行者動線と一体となった賑わい、憩いを創出する空間や、まちが望める開放性のある空間を広場として位置づけています。

また、地区計画区域の南側、隣地境界線沿いにおいて緑色点線で示している部分に、周辺との調和や環境配慮のため、幅員約4mの緑地帯を追加しています。

12ページをご覧ください。参考イメージ図となっています。

上の図は、甲州街道から北東を見た立体広場6号のイメージです。地上2階部分で新宿駅の西口広場からつながる歩行者デッキ1号と甲州街道上空の歩行者デッキ2号が接続しています。

次の図は、甲州街道から南西を見た立体広場7号のイメージです。地下階から地上2階までの各層の広場がエレベーターやエスカレーターなどにより立体的につながっているイメージとなっています。

下の図は、甲州街道の地下を西側から見た広場6号のイメージです。緑色で示している部分が広場6号となっています。青色で示している立体広場6号と立体広場7号をつなぐ広場となります。

1枚おめくりください。

中層・高層の地区施設で、緑色で着色している広場を、地上5階、地上9階、地上10階、地上34階に新たに追加いたします。

赤色で着色している部分が空中回廊です。建物の中層部に滞留空間と併せて様々な活動の場を創出するとともに、新宿のまちを望むことができる空間として空中回廊2号を地上9階から14階に追加いたします。

14ページをご覧ください。参考イメージ図です。

上の図は、新宿駅の南西の方角から俯瞰したイメージとなっています。

中段左側の図は、中層階にある広場8号と9号のイメージです。賑わい、憩いを創出する吹き抜け空間となります。

その右側の図は、高層階にある広場10号のイメージです。新宿のまちを望める開放性のある空間となっています。

下の図は、中層階にある空中回廊2号のイメージです。様々な活動の場を創出するとともに、新宿のまちを望むことができる空間となっています。

15ページをご覧ください。

15ページの下側の図から16ページにつきましては、新宿駅南口駐車場の概要を示しています。

16ページの上側の図が地上階、下の図は地下にある駐車場階となっています。それぞれ左側に現状、右側に将来イメージを示しています。赤色の一点鎖線で囲われた区域が南口駐車場の区域となっています。

上の図をご覧ください。現状では、南口駐車場に自動車が入出庫する際、歩道を横断しているため、歩行者と自動車の交錯が発生しています。今回の都市計画変更により、駐車場の出入口を車道側に移設し、歩行者と駐車場を利用する自動車の交錯を解消いたします。

地下の駐車場階では、隣接する西口駐車場と南口駐車場をネットワーク化し、南口駐車場を利用する自動車の駅前広場への流入を抑制していきます。またあわせて、荷さばき車両に対応する高さを確保いたします。これらに伴いまして、新宿駅南口駐車場の区域及び面積を変更いたします。

別につけています資料1-3及び資料1-4につきましては、地区計画案と都市計画駐車場の

都市計画図書となっています。また、参考資料3は都市再生特別地区の都市計画図書となっています。

最初の資料1-1にお戻りください。

「4 都市計画案に係る説明会の開催等について」です。

日時は6月15日で、昼の部、夜の部の2回開催いたしました。

説明会には、昼夜合わせて合計41名の方にご参加いただきました。

都市計画案の縦覧、意見書の受付は6月9日から23日まで行い、意見書は1通でした。

意見書の要旨につきましては、資料1-5をご覧ください。

左側に意見書の要旨、右側に国家戦略特別区域会議の見解を示しています。

意見書の要旨ですが、要約してご説明させていただきます。

まず、都市計画の内容について、賛成意見及び反対意見に関するものではありませんでした。

その他の意見で事業施行に関するご意見が4点ありました。

1つ目のご意見です。(1)です。事業者の行った風環境の調査は、地上面における模型を用いた風洞実験と説明があった。屋上を日常的に利用しているビルもあるが、事業者による調査では地上30mでの高さの風環境の調査は全くされていない。また、簡単な模型を使った風洞実験では隣棟間隔の狭い場所に起こる谷間風の正しい調査結果は出ていないように思う。事業者は計画建物が周囲に及ぼす風環境に対して更なる調査はされるのかといったご意見です。

2ページ目をご覧ください。

2つ目のご意見です。(2)です。計画建物は周辺の建物と大変に狭い隣棟間隔で建設が計画されている。この際立って大規模な建物に当たった風が剥離流となり狭い隣棟間を吹き下ろし、風が風を巻き込み風力が強くなることを危惧する。事業者には、屋上レベルでの谷間風の対策をお願いするといったご意見です。

3つ目のご意見です。(3)です。今後、計画地南街区の周辺ビルが屋上を緑化利用するとしても計画建物完成後に風環境が悪化してからでは遅すぎるのではないかと。事業者には今後の風環境の変化について聞いたところ「風環境がどのように変化したか計画建物完成後に問題提起して下さい」との事であった。事前に明らかな問題があるかどうかを調査するのが事業者の取るべき姿勢かと思うが如何なものか。事業者には現状の状況をベースにして、さらに調査を希望するといったご意見です。

1ページにお戻りください。

これらに対する見解を右側に記載しています。(1)から(3)の見解として、都市再生特別地区

の都市計画提案にあたり、事業者が事前に地区周辺の歩道等の風環境の予測・評価を行っています。

これによると、開発後の風環境は、大部分が低中層市街地相当におさまるとともに、一部の地点が中高層市街地相当となっている。開発前後とも、強風地域相当となる地点はなく、開発後も、計画地周辺の低中層市街地相当と中高層市街地相当が混在した現在の土地利用の状況に応じた風環境であることを確認している。頂いたご意見については、事業者に伝えているとされています。

続きまして、4つ目の意見です。2ページをご覧ください。

(4) です。解体時のがれきの撤去、残土処理などに必要な工事車両の台数、期間、時間帯、またそのルート及び誘導方法は、ある程度予測がついているはずなので、ぜひ開示していただきたい。また、がれきの敷地内再利用を考慮しているならば、処理に付随する際の騒音、ダスト、環境汚染物質の処理についても記載していただきたいといったご意見です。

これに対する見解を右側に記載しています。南街区は、2023年度に工事着手し、2028年度に竣工予定である。北街区は、新宿駅直近地区土地区画整理事業など周辺事業の進捗状況を踏まえつつ、南街区竣工後の着工を目指している。

南街区の1棟については、全テナントが退去したため、7月から解体工事に着手しているが、工事車両の通行ルートなど周辺影響については、事前に説明会を開催し、近隣の方に周知している。

その他の工事については、具体的な工事の工程等は現時点では決まっていないが、工事前に説明会を開催し、近隣の方に周知すると事業者から聞いている。頂いたご意見については、事業者に伝えているとしています。

また、その他の意見として1点、ご意見がありました。3ページをご覧ください。

都道414号線沿いの歩道はアスファルトで継ぎはぎだらけでガタガタしている。雨天の日は、あちこちのへこみに水たまりが出来て歩行に危険なばかりか、ベビーカーを押して通る歩行者がバランスを崩すほどの歩道である。本計画の基本方針には「立体的な歩行者ネットワークの充実・強化を図る目的」と計画案に記してある。この歩道の舗装整備を本計画に入れるのは必須だと思うが、事業者はどう考えているのか。東京都としては、ユニバーサルデザインとバリアフリーアクセス、そして歩行者優先を推し進めている折、大規模都市計画の機会を無駄にすることなく、事業者に新宿駅につながる歩道の整備も併せてご指導していただきたいといったご意見です。

これに対する見解を右側に記載しています。本計画において、都道414号線のアスファルト舗装となっている歩道部分の舗装整備を実施する予定はないが、快適な歩行者環境の整備に向けて、頂いたご意見は今後の参考とさせていただくとしています。

次に、参考資料1をご覧ください。

こちらは、6月15日に開催した説明会でのご意見やご質問についてです。幾つかご説明させていただきます。

1枚おめくりください。地区計画案に関して、4件のご意見等がありました。

2番目をご覧ください。計画建物と周辺のまちがつながる歩行者動線や滞留空間を確保してほしいといったご意見がありました。

これに対する新宿区・渋谷区の見解を右側に記載しています。区と東京都が平成30年3月に策定した「新宿の拠点再整備方針」では、新宿グランドターミナルをまちと結びつけ、交流を生む歩行者中心のネットワークを構築していくこととしています。

新宿駅西南口地区では、東西南北につながる歩行者ネットワークを整備するとともに、地下、地上、デッキレベルをつなぐバリアフリーの縦動線であるターミナルシャフトと滞留空間を立体広場として整備することとしていますという回答にしています。

2ページ目をご覧ください。都市計画駐車場案に関して、3件のご意見等がありました。

2番目をご覧ください。今回の計画は、歩行者と駐車場を利用する自動車の交錯を無くすとのことだが、新宿駅南口駐車場の出入口の移設先は道路区域内かといったご質問がありました。

右側、これに対する見解です。現状、新宿駅南口駐車場の出入口は、駅ビル敷地内に設置されており、自動車が入出庫する際に歩道を横断しているため、歩行者と駐車場を利用する自動車の交錯が発生しています。

今回の計画では、駅ビル敷地内に設置されている駐車場出入口を車道側に移設し、自動車の歩道横断をなくすことで、歩行者と自動車の交錯を解消します。

このため、駐車場出入口の移設先は道路区域内となることとしています。

3ページ目をご覧ください。その他として、16件のご意見等がありました。

1番目をご覧ください。新宿駅西南口地区の開発計画における帰宅困難者受け入れ施設の規模はといったご質問です。

右側、これに対する見解です。新宿駅西南口地区の開発計画では、帰宅困難者の一時滞在施設として、約5,830㎡、約3,540人分の確保に加え、3日間の受け入れに備えた備蓄倉庫を用意する予定としています。

また、4ページ目、9番目をご覧ください。民間ビルの敷地内にあるエレベーターを活用する場合、営業時間終了後に使用できなくなり公共性が低い。

道路内にある地下と地上を結ぶ既存の階段を活用するなど、民間ビルの敷地外にエレベーター整備を行ってほしいといったご意見でした。

右側、これに対する見解です。駅ビル内にターミナルシャフトとして整備される予定のエレベーター等については、少なくとも鉄道の始発から終電まで利用できるよう事業者に働きかけています。また、東京都が施行する土地区画整理事業において、将来的に道路内に地下、地上、デッキレベルを結ぶエレベーターの設置が予定されており、施設の位置や規模について検討が進められているとしています。

最初の資料1-1にお戻りください。

「5 スケジュール（予定）」です。

本日のご審議を経まして、10月以降に内閣総理大臣の認定をもって都市計画決定とみなされ、区による告示を行いたいと考えています。

その後、令和5年3月に建築条例の一部改正、施行を予定しています。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

〇戸沼会長 それでは、ただいまの説明についてご質問やご意見がございましたら、お願いいたします。

〇星委員 2点お尋ねするとか、教えていただきたいと思います。既に回答も出ているような部分もあるようですが。

このグランドターミナル全体の計画の中で、国際交流の拠点にするという1項目、目標がありますが、国際交流の拠点として具体的には何をこの計画の中でイメージすればよいのかについて、1点教えていただければと思います。

もう1点は、この平時の賑わいはよろしいんですけども、非常時の大変多くの滞留人口ができると思うんですが、先ほど、3,500人分の用意はしてあるというお話ですけども、全体から言うと、このステーション、駅自体を含めると、相当な数の滞留ができるんじゃないでしょうか。例えば東日本大震災のときに有楽町で、私は駅から締め出されてしまったんですけども、締め出しで人の確保をするのか、あるいは、非常時にここ全体としてはどのぐらいの人を収容できて、避難として収容できるのか。そこら辺の構想はあるんでしょうか。この2点をお尋ねします。

〇新宿駅周辺まちづくり担当課長 まず、国際交流拠点についてです。

新宿駅は、かなり来街者も多いですし、西側には超高層ビルがあり、そういった新宿駅周辺自体を国際競争の拠点にしていきたいという思いがあります。

今回の、西南口地区の開発におきましては、賑わい形成に資する観光拠点、それから、観光強化に資する宿泊施設などを重点的に整備していこうといったことになっています。新宿は、訪日外国人の夜間の滞在割合が多い、そういった観光拠点であるとともに、訪日外国人に人気の高い富士山だとか箱根、多摩などの郊外などの魅力のあるエリアへのアクセス性が高い拠点になっています。こうした特性を踏まえまして、賑わい形成に資する観光産業拠点として、観光に関わる情報発信だとか体験施設、それから、観光コンテンツ、観光強化に資する宿泊施設、そういったものを整備していくといったことになっています。

また、参考ということにはなりませんけれども、新宿駅西南口地区の北側にあります新宿駅西口地区、小田急電鉄と東京地下鉄の開発計画では、ビジネス創発といったところで、低層部のほうが商業、それから高層部のほうが事務所という形になっていますので、エンドユーザー、それからサプライヤー、商品の供給者、売手ですね、そういった交流を促すビジネス創発機能を整備する。エンドユーザー、それからサプライヤーが共に活用しやすい商業機能とか業務機能の中間フロアにビジネス創発機能を整備し、試作品やサービス等の体験、テスト販売等の体験発信、そういったものをやっていくといったことになっています。

それから、一時滞在施設についてです。

基本的には、西新宿もそうなんですけれども、このところには不燃化された建物になっていますので、基本的には地区内に滞留させていくということになっていまして、今回の西南口地区につきましては、その中でも一時滞在施設、帰宅困難者といったところになっていまして、約5,830㎡の、約3,540人の帰宅困難者の一時滞在施設を整備する。それから、3日間分の受入れに備えた防災倉庫、それから、新宿区が管理する防災備蓄倉庫、そういったところも整備していく予定になっています。

それから、前回都市計画決定した小田急電鉄と東京地下鉄の新宿駅西口地区につきましては、約5,640㎡、約3,400人分の一時滞在施設を整備するとなっていまして、ここにつきましても、3日間分の受入れに備えた防災備蓄倉庫と新宿区が管理する備蓄倉庫100㎡も整備するといったことになっています。

また、その他、従業員だとかにつきましては、それとは別に備蓄の物品だとかを用意する計画になっています。

〇戸沼会長 他にご意見がありましたら、どうぞ。

〇かわの委員 この間の都市計画についての経緯あるいは今後のスケジュールのところに関係するんですけども、いわゆるこれは国家戦略特別区域法を活用ということになっています。経緯のところからも、スタートはもちろん「新宿の拠点再整備方針」の策定ということで、平成30年になっていますけれども、令和3年にこの国家戦略特別区域になって、最終的には内閣総理大臣の認定で都市計画決定ということで、もちろんこの間ずっと新宿区として、これらのまちづくりの計画や、あるいはこの拠点整備ということで、直近地区の様々な計画案をつくってきたということが大前提ではもちろんあるわけですから、それはそれで分かるわけですが、やっぱりこうやって最終的には内閣総理大臣の認定と言われると、そもそも都市計画というのが本当に地域に根差した、もちろん新宿駅周辺ですから、一新宿区だけの問題ではないというのは、それは十分分かるんですけども、こういう形で進むということには、何だか新宿区都市計画審議会として方針を出すというのに躊躇したり、あるいは考えたりすることがあったりするわけですが、いわゆる国家戦略特別区域なり、あるいは内閣総理大臣の認定というところについて、区の実務としてはどのような意識なり、あるいは関係を持ちながら、この区がつくってきているまちづくり戦略プランなどとの整合性というののどのように取れているだろうかということについて、どのようにお考えなのか、お聞かせください。

〇新宿駅周辺まちづくり担当課長 委員ご指摘のとおり、「新宿の拠点再整備方針」につきましては東京都、それから新宿区で策定しています。その計画、方針に基づきまして各プロジェクトが検討して進めてきたとの認識です。拠点再整備方針自体は、区のまちづくり戦略プランや都市マスタープランを踏まえながら策定してきたものです。それに基づいているプロジェクトということですので、区といたしましては、整合は図られていると認識しています。

国家戦略特別区域法を活用してといったところですが、これはなかなか区で回答というところ、難しい部分ではありますけれども、制度といたしましては、都市計画法だとか土地区画整理法、都市再開発法だとか、手続の特例をしていこうといったものでして、基本、その原案の作成、それから案の作成につきましては、区でしっかりチェックをし、内容についても確認し、地区施設の位置も決めてきているということでもありますので、決して国のほうが決めてきたものをそのままやっているといったものではありませんので、今回の計画については区の考え方にも合致していると考えています。

〇かわの委員 もちろん私はそうではないと言っているわけではないですけども、やっぱりこの間、新宿区都市計画審議会の中でも、最近特に国家戦略特別区域という形での、いろんなそういう計画というのは随分出てきている。やっぱりそれがあると、もちろんこの都市計画

審議会で方向を出せば、それはそれでいいわけですがけれども、何となくそういう形で事業者たちがそのように、ある面では、ちょっと表現悪いかもしれませんが、頭ごなしにそういう形になっていくというのは、私なんかも審議する上でどうかなと思う部分もあるものですから改めてお聞きしましたけれども、特に新宿区としては、まちづくり長期計画や、あるいは都市マスタープランというのを持ってきているわけですから、その辺にしっかり沿ったまちになっていくべきだということを改めて強く思っていますので、そのことは意見として申し上げておきます。

それからもう1点、ちょっとお聞きしたいんですけれども、ここの地域の高さの問題です。

資料1-2のところにも、あるいは、この前も言いましたけれども、駅ビル等の更新においては、6ページですか、例えば都市計画案についての2022年6月のこのパンフレット、あるいは、資料1-3として出された都市計画変更案の建物等の整備の方針というところで、お聞きしたいのですが、既存の高さ240m程度の西新宿超高層ビル地区との調和を配慮しながらということで、260m程度まで可能として、そのスカイラインを形成するとなっていますけれども、そもそもやっぱり都庁が一応240mということで、そこが今まで基準だったと思うのですが、都庁のグランドレベルよりも、西口のこの地域あるいは新宿地域のところはグランドレベルがかなり高いと思うのですよね。都庁のところはかなり浄水場だったりして低いわけですが、そうしてみると、やっぱり本当にこの高さで、今回は225mということのようですが、この模型を一つ見ても、本当にこれできちんとしたスカイラインが形成されるのか。何となく飛び出てきて、今度はそれに合わせる、そういう形になっていくのではないかなという。

高さの問題は大変心配をするのですが、その辺は、景観という、あるいはスカイラインという形から、どんな議論があったり、あるいは、どのような考えを持っていますか。お聞きします。

○新宿駅周辺まちづくり担当課長 新宿駅直近地区におきましては、「新宿の拠点再整備方針」に基づきまして、誰にとっても優しい新宿グランドターミナルに再編していくことになっています。その実現に向けましては、駅とまち、それから、まちとまちをつなぐ重層的な歩行者ネットワーク、それから、賑わいと交流を生み出すゆとりある滞留空間など、そういったものを整備していくことになっています。こうした機能だとか空間を実現していくためには、一定の容積率の緩和など、高度利用を図っていくといったところも必要と捉えています。

それから、新宿駅直近地区地区計画においては、まちづくり長期計画、それから新宿駅周辺まちづくりガイドライン、拠点再整備方針等の上位計画を踏まえて、高さの考え方を示させて

いただいています。西新宿の超高層ビルとの調和に配慮しながら、新宿グランドターミナルを中心とした新たな拠点象徴する建物群を誘導していくといったところになっていますので、新宿駅の拠点にふさわしい高さとして260m程度までといった考え方を示させていただいていると、そういったことになっています。

○かわの委員 今のは、この開発をするという視点から見れば、それは一定の容積率あるいは高さということになるのでしょうかけれども、ここで、私もさっき聞いたのは、いわゆる景観の問題でスカイラインという、そういうことも出ているわけで、そういう面からすると、景観というまちの眺めというのか、そういう視点からでの問題というのは、その担当はどのように考えていますか。

○景観・まちづくり課長 先ほどのスカイラインの考え方ということで、都庁を中心としたといったようなご発言がありました。

ただ一方、都市マスタープランにおいても、新宿駅の周辺の高度利用を図っていくというような上位計画がありまして、そういったエリアと都庁がなだらかな丘状になるように、周辺との調和が取れるようなスカイラインを形成すると。こういった形で、前回、新宿区景観まちづくり計画の改定のご報告をこの審議会でもさせていただきましたけれども、そういった視点で今改定していて、そういった状況でのスカイラインの確認をしていくと。

また、こういった計画があった場合については、先ほど、委員ご指摘の、飛び出ているのではないかとかそういったご指摘がありまして、事業者に対しては、周辺と調和が図られているかどうかとか、そういったシミュレーション図の提出を求めながら、その調和を確認しながら適切にスカイラインの景観誘導というのは行っていきたいと、そのように考えています。

○かわの委員 最後にしますけれども、いずれにしても、少しずつ飛び出していけば、それがどンドンどンドン伸びていくことにもなっていくわけで、いつの間にか都庁が低い建物になってしまったとなるのかもしれないけれども、それで本当にいいのだろうかとは思いますので、意見も含めて申し上げました。

以上です。

○戸沼会長 他にどうぞ、ございましたら、お願いします。

○石川委員 教えていただきたいのですが、この資料1-1の趣旨で、都は都市再生特別地区と、区は地区計画、駐車場をやっているということで、資料1-2で、地区計画の区域、5ページのところにA-1からA-5地区とB地区、これが全体の地区計画の区域ですよね。それで、ちょっと分からない、教えていただきたいんですけども、今回、A-1地区、A-4地区、A

ー5地区だけ書いているんですが、他の、要するにここに書いていない地区というのはどうなるのかという。地区計画案なので、それを教えていただきたいのが一つ。

それから、やはりずっと前から、この新宿中央公園と新宿御苑を結ぶ、この軸が非常に大事ということで何度も申し上げているのですが、資料1-2の6ページにある新宿セントラルプラザと、こういうところがそういう意味では非常に大事な。今回のA-1地区とかいろいろ書いてあるのですが、それがちょっと分からないんですけども、その新宿セントラルプラザというのが一体どういう、今回の地区、詳細な地区計画の中でどういう、どこにどのように位置づけられているのかと。

この2点、教えてください。

○新宿駅周辺まちづくり担当課長 今回記載されていない他の地区がどうなっていくのかとか、新宿セントラルプラザがどうなっているのかのご質問かと思えます。

新宿駅直近地区につきましては、建物計画の具体化に合わせて、段階的に都市計画を変更していくことになっていまして、各地区それぞれ具体的な方針だとか目標については、計画がもう少し具体化してきた段階で、地区計画の中に具体的な内容を反映していくというようなことで考えていまして、今記載していますのが、ある程度計画が具体化してきている地区については書かせていただいています。

その他、土地利用の方針だとか目標とかで、特にA地区、A-1地区だとかA-4地区、そういった記載がないところにつきましては、グランドターミナル全体の方針、それから目標に位置づけて記載させていただいているといったことになっていきます。

また、新宿セントラルプラザにつきましても今検討を進めているといったところになっていまして、今後、その具体化に合わせて地区計画の変更をしながら、記載がされていくのかなといったことになっていきます。

ただ、ご心配の新宿中央公園、それから新宿御苑を結ぶといったところですけども、5ページをご覧いただきたいんですが、「土地利用の方針」のところの7番目、こちらのところには、考え方といたしまして、「風のみち（みどりの回廊）を形成するため、新宿中央公園と新宿御苑をつなぐ重層的なみどりを創出する。」、そういったみどりの考え方も示していますので、新宿セントラルプラザにつきましてもそういったものに基づいて、今後計画、具体化した段階で地区計画に位置づけていくと考えています。

○石川委員 もちろん段階的ということは当然だと思うんですけども、例えば今、「風のみち」、つなぐものということだと、今回のA-1とかA-4というのは要するに非常に大事

な部分になるわけですね。ですから、その分からない部分と、それから今回、具体的にA-1とかA-4に関してはこれで検討なさっているわけですから、その部分に関しては、この部分がかかりはつきりしてきたから決めるということなので、やはりどこがそれに相当するのかというのは教えていただくべきだと思うんですけども。

もう一つ、やはり、段階的といっても、何か、何も書いていないっていうのはちょっと理解に。ある程度今の熟度で土地利用の方針などに関してはもう少し丁寧に書かないと、他は知らないよと、ここだけ決めますよというのでは、後で整合性が取れないのではないかって。

その2点です。お願いいたします。

○新宿駅周辺まちづくり担当課長 まず、みどりの部分ですけれども、こちらにつきましては、土地利用の方針、先ほどご説明させていただきましたけれども、この方針に基づいて、みどりの部分につきましては、これから実際に都市計画の段階といったところですので、方針に基づきまして、区といたしましては事業者に、みどりにについても大事な部分なので、しっかり整備を進めていくよう引き続き言っていきたいと考えています。

それから、他の地区について何も書いていない、というところではありますけれども、我々としたしましては、まだ具体化されていないような部分につきましては、地区の指定そのものはしていませんけれども、全体的な考え方、方針についてはしっかり書かせていただいている、そういった認識です。

○石川委員 今お答え全然違うと思うんですけども、みどりという抽象的な話で申し上げたのではなくて、今回、A-1地区、A-4地区、A-5地区は新宿セントラルプラザのところから外れますが、この辺りに関して詳細なものを、地区計画を定められるわけですから、6ページの、何となく新宿セントラルプラザが丸く描いてあるんですけども、その辺りと重複するエリアですね、ここは。そうしたら、この地区計画で定められるいろいろなものがセントラルプラザとどのように関係があるかということは、やはりご説明していただかないといけないのではないかとというのが私の質問でした。抽象的なみどりというのではなくて、まさにコアになる部分をこの中で決めよう、今日ここに書いてあるわけですから。こちらにある立体広場とか、たくさんありますよね。そこのところとこの将来の新宿の全体のものが、まさにコアのところを決めようということなので、教えていただきたいというのが私の質問でした。

11ページのところに具体的な立体広場とか、たくさんいろいろ書いてありますよね。

○新宿駅周辺まちづくり担当課長 資料1-2の冊子の11ページをご覧いただきたいと思えます。

11ページの下の図の左側地上2階の図がありますけれども、新宿セントラルプラザの部分につきましては、この通路5号、それから広場の3号だとか通路2号につながっていくといったところで、今後その先、新宿セントラルプラザの部分につきましては、まだ具体化されていないような部分ですので記載はありませんが、そのこのところにつながっていくことを考慮しまして、今回の地区計画でそういった地区施設を定めさせていただいています。

○石川委員 そうすると、A-1地区とかA-4地区のところには新宿セントラルプラザと称するものは含まれないということなんですか。

○新宿駅周辺まちづくり担当課長 すみません、私が質問を取り違えたようです。

資料の5ページの左の区域図、こちらをご覧くださいと思います。

今、方針の中で新宿セントラルプラザの位置について想定しているところにつきましては、A-3地区、それからB地区、線路の上空になりますので。例えばA-1地区については線路から外れた部分になっていますので、新宿セントラルプラザにつきましては線路の上空に造ることを想定していますので、A-1地区だとかそういったところの区域からは外れているといったことになっています。

○中川副会長 確認で教えてください。

南口の駐車場に関しての話です。面積が半分になり、それで、今度新しく250台ということなんですが、今現在の南口駐車場の台数というのは何台でしょうかというのが質問の1つ目です。

2つ目は、この地区でいうと、これまでなかった宿泊機能がつき、そうすると、宿泊者、日本人か外国人かは別として、その送迎の車両というのはどう処理されるのか。いわゆる車寄せみたいなものが1階に設けられる。このパースだけ見ていると、全然そんな場所ないなど。それで上にホテルができて、一体ホテルのお客さんをどうするのか。それで、この地下の駐車場、十分あるわけじゃないですよ。南のところは、地下に実際は駐車場が存在しないですよ。これ、飛ばしで、別のところに駐車場を、附置義務駐車場を設けますから、南のところは、この断面図を見ても、駐車場がないという形になっているんだけど、お客さんであるとか、そのホテルの利用者が来るときの車寄せみたいなものは考えられているのでしょうかというのが質問の2つ目です。これまでみたいな機能だけだったらいいのだけれども、宿泊施設が入りますので、その対応がちょっと気になります。

最初は単純な質問です。面積半分になって250台という。これもいろいろと変わってくる要素はありますけれども、もともと今現在は何台だったのでしょうかということです。

○新宿駅周辺基盤整備担当課長 南口駐車場、都市計画駐車場の250台は変更がありません。面積が変更されたというのは、実はここに地下5層と書いてありまして、従前の都市計画が上からの俯瞰した面積ではなくて、各層の面積を足していたといったもので、今回の変更に合わせて面積が変更されるといったものです。

それから、先ほどの車寄せについては、今回、北街区と南街区があり、まず一つは、南街区のほうに車寄せがあります。また、今回、ネットワークとして、西口駐車場もつながりますので、西口のほうからの車寄せの場所がありますので、そういったところから入っていくといったもので、いろいろ総合的な形でそういったホテルの需要にも対応するということになっています。

○中川副会長 すみません、ネットワークはできた後の話でいいんですが、西口のほうからネットワーク化をしましょうと。それで、荷さばきもこの地下に、北街区のほう、できますよね。それで、その近くに車寄せがあるという理解でいいんでしょうか。それで、仮にお客さんが車で来た場合には、そこに止められるんでしょうかと。そこに止められる余裕は。北は設けて、南のほうはお客さんがちょっと離れて、200m、400m、往復すると結構あると思うんだけど、そこまでお客さんが自分で車を運ぶという想定になっているのかどうか。宿泊施設がなければあんまり心配しないんですけども、その点がちょっと気になりました。

○新宿駅周辺基盤整備担当課長 説明が不十分で申し訳ありません。

実際の車寄せというのは、南口駐車場というのは今回の都市計画で250台ということになっていますが、今回の北街区、南街区ともに、さらに敷地の中にも附置義務ということで駐車場を設けています。そういったところの中で車寄せができるものということになっているものと考えておりまして、具体的なその車寄せの場所、そういったのはこれから建物の設計を進めていく中で決まっていくといったものです。

○中川副会長 最後に確認で。ということは、このパンフレットの15ページの参考図の南街区、地下に駐車場が一切記載がないんですが、存在するんですか。その点が。南街区は全部飛ばしでいくのかと思っていたのだけれども。その点だけ。

○新宿駅周辺基盤整備担当課長 すみません、15ページ上のほうに書いてある「駐車場」というのは、これは都市計画駐車場のみを記載させていただいております。

また、南街区、それから北街区ともに、敷地内にも駐車場がありますが、それ以外に隔地ということでそれぞれ駐車場を設けて、その中の一つに南口駐車場も入っているといったものです。

○中川副会長 「駐車場」と書いてあるけれども、これ以外に、隔地するかどうかは別として、附置義務駐車場だとか車寄せ的なものは存在するという理解でよろしいですね。

○新宿駅周辺基盤整備担当課長 はい、そのとおりです。

ただ、すみません、ちょっと訂正させていただいて、北街区のところは敷地内には駐車場はなかったもので、申し訳ありません。

○戸沼会長 他にご意見がございましたら、はい、どうぞ。

○沢田委員 この計画そのものはかなり議論もしてきていて、先ほど皆さんもおっしゃったとおりなんですけれども、そもそもこの計画の進め方が、国の法律とかそういうものがどんどん変わって行って、要は事業者からの提案を行政が後押しするような形で、どんどんどんどんいろんな規制も緩和されていくというような形になって、結果的には大きなものがどんどん建つということになってしまっていると思うのですが、今の時代のSDGsとかゼロカーボンシティとか、そういうことを考えてみれば、この計画全体がそれには逆行するものなのではないかなということで、これまでも私、意見を言わせていただいたんですけども、やっぱりそれだけ大きなものが建つということは、環境に対する負荷ということだけじゃなくて、先程来出ているように、災害時の逃げ場所の問題、そういうところも心配が出てきますし、駐車場も含めていろいろ疑問が出てきてしまうわけですね。

ただ、今お話聞いていますと、今回出ているのは南口の駐車場という点では、とりわけ何かが変更されるわけではないと。大きい建物が建つから附置義務でさらに増やさなければいけないんですとか、そういうことではないということのように聞こえたんですけども、そういう理解でよろしいのでしょうか。

○新宿駅周辺基盤整備担当課長 附置義務については、それぞれの基準床面積で附置義務が定まりますので、そういう中で隔地駐車場ということで増設されるといったものです。

南口駐車場は都市計画として、これまで250台と定められておりまして、出入口が変更されるということで面積を変更するといったものです。

○沢田委員 出入口の変更については以前にも、歩道を横切らなければいけない形をそうじゃなくすると。それは、この計画があってもなくても、そういう安全性の問題は進めるべきかなとは思いますが、

私、以前からお聞きしていて、なかなか答えがはっきり出ないのが環境負荷の問題なんですけれども、やはり、まず壊していかなければいけないということは廃棄物がたくさん出ること。それから、新たに建てるだけでも、そこでコンクリートとかたくさん使いますので、

そこでCO₂がかなり排出されてしまうわけなんですね。建ててからの問題も、やっぱり排出量というのは大きくなっていく。その数字が何回聞いてもなかなかはっきり出ないんですけども、それは今も出ていないんでしょうか。

○新宿駅周辺まちづくり担当課長 計画建物自体の想定しているCO₂の排出量というのは算定していますけれども、解体に伴うもの、それから新築に伴うもののCO₂については、排出量については算定をしていない。従前と変わっていないというところになっています。

○沢田委員 この新宿駅周辺というのは、ある意味、オールジャパンの新宿駅ですし、そこでの再開発ということは、日本の新宿というだけではなく、世界からも注目されるような再開発になっていくと思うので、そこでやっぱりきちんとそういう数字も含めて、環境に配慮しているんだということが言えるのであったらまだいいと思うんですけども、結局、そこだけは曖昧にされた形で、どんどんこういう形が進んでいくということに関しては、私は反対なんですね。その意見を言わせていただきたいと思います。

以上です。

○戸沼会長 他にどうぞ、ございましたら。

大体時間が来ましたので、取りまとめたいと思います。

非常に大きな計画で、歴史がこれをどう評価するか、私どもとしてもかなり気にしながら見つけたいと思います。

私の取りまとめとしては、環境についての負荷とかそういうことについてのご心配や、みどりとかのつながりとかがありますので、そこに少し付帯意見のようなものをつけて、全体としては支障なしという形にしたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、そのようにさせていただきます。

日程第二 中間報告事項

1 新宿区まちづくり長期計画「まちづくり戦略プラン」の改定について

○戸沼会長 それでは、次に日程第二の中間報告事項1「新宿区まちづくり長期計画「まちづくり戦略プラン」の改定について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（都市計画主査） 事務局です。

それでは、中間報告事項1「新宿区まちづくり長期計画「まちづくり戦略プラン」の改定について」、**中川部会長**からご説明いただきます。

○中川副会長 7月29日に第2回の検討部会を開催いたしましたので、ご報告いたします。

本日の資料ですけれども、各委員から検討部会の際にいただきましたご意見を踏まえて修正しています。実は、その後も幾多の意見を出していただいております、全てを反映した形にはなっていないと申し訳ありません。取りまとめの関係であるとか、私と事務局との打合せ日程の問題等々で、全てを反映させたものではありません。

お手元の、右上に資料2-3という資料がありますが、これが検討部会等でいただきましたご意見です。

1ページのところに書かれていますご意見につきましては、今回反映をしているかと思えます。検討部会でいただきましたご意見としては、この1ページに記載していますけれども、上から4つ目に、「グリーンインフラ」という言葉が一般的になってきているので、それを取り込んだらどうかというようなご意見であるとか、下から3つ目の大枠にありますように、新宿中央公園と新宿御苑をつなぐみどりの軸が大切ではないかというようなご意見等がありました。これらにつきましては、今回配付をしていますところで、できる限り調整し、反映させていただいたところです。

次の2ページ、それから3ページのところですが、幾つかの項目があります。2ページの上が、戦略プランの本編の27ページのところで、重点課題2の指標について、このように考えたかどうかというようなご意見をはじめとし、3ページの最後の56ページの戦略図のところでも、もう少し検討したらどうかというようなご意見をいただいております、これらにつきましては、来週の金曜日に検討部会がありますので、事務局と私で打合せさせていただき、こういうことでどうかという案を検討部会にご提示し、検討部会でさらに練っていただきたいということです。

これらのご意見とか本日の新宿区都市計画審議会でもいただきますご意見を踏まえながら、来週、さらに引き続き検討していきたいと。それで、できれば、来週の検討部会の検討を経た後、事務局案から部会案という、検討部会としての案の取りまとめに入っていきたいということで、この後の次回の新宿区都市計画審議会でのご意見、また、その後にもう一度検討部会がありますので、その検討部会、部会案の検討が来週、次週以降行っていく、12月には最終案のご審議をこの新宿区都市計画審議会ですていただければと考えております。

この後、詳細につきましては事務局から説明をしていただきます。

そういう意味で、検討部会の中で出てきているご意見が完全に網羅された内容にはなっていませんけれども、その途中ということでご容赦いただければと。その点、私からもお詫び

申し上げます。

来週9日の日に、これらについて、さらに検討部会のところで検討してまいりますので、ぜひ忌憚のないご意見を本日いただければと思います。

それでは、詳細につきまして、事務局からよろしくお願いたします。

○都市計画課長 それでは、中間報告事項1「新宿区まちづくり長期計画「まちづくり戦略プラン」」事務局案についてご説明いたします。

右上に「資料2」と書いた資料の上から3枚目以降が資料2-1の概要版です。

また、資料2-2は別冊として、別にクリップで留めてある本編となります。本編の中の赤字の記載内容が現時点での修正箇所となっています。

また、資料2-3につきましては、資料2-1の次にありますけれども、検討部会からのご意見をまとめた資料となっています。

本日は、資料2-1の概要版を使って説明したいと思います。

それでは、資料2-1の1ページをご覧ください。

先ほどの**中川部会長**からのご説明と重複してしまうかもしれませんが、こちらの上に記載してありますのが今回の変更内容で、1から4まで4点ございます。

このうち、「1 新たな視点の反映」と「2 区の施策の反映」のうち、「(2)「ゼロカーボンシティ新宿」の実現に向けた取組」については、第1回の検討部会でご検討いただきました。

第2回の検討部会では、「2 (1)ユニバーサルデザインまちづくりの推進」と、「2 (3)景観まちづくりの取組」、そして、「3 各エリアのまちづくりの進捗の反映」、「4 時点修正」の内容について検討いたしました。

その下は、「まちづくり戦略プランの構成」となっています。

現行の構成から変更はしていませんが、「第2章 エリア戦略」のうち、「9 中井駅・下落合駅周辺エリア」については、エリア名を変更しています。

また、「12 西早稲田駅周辺エリア」については、新しく追加したエリアです。こちらにつきましては、第1回の検討部会でもご検討いただきました。

1枚おめくりいただきまして、2ページをご覧ください。

上段の部分に、本概要版の見方を書いています。

こちらに書いてありますように、概要版は、現行計画に新規で追加した部分と大きく変更した部分を本編から抜粋して記載しています。

新規で追加した項目には、青い囲みの右上に「追加」と書いています。

大きく変わった部分には、青い囲みの右上に「赤字部分修正」などと書いています。

また、第1回の検討部会で検討した部分には、黄色い丸の中に「部」と書いたマークをつけています。

なお、エリア戦略につきましては、戦略の部分のみの抜粋となっています。その他の「エリアの概要」、「まちづくりの歩み」、「主な課題」の修正部分については、概要版には記載していませんので、本編のほうをご覧ください。本編の該当するページ数も併せてこの概要版のほうに記載していますので、ご参照ください。

それでは、第1章、課題別戦略の「重点課題1「新宿の高度防災都市化と安全安心の強化」」についてです。

ここからの説明は、検討部会からのご意見をいただいた部分、黄色い丸に「部」と書いたマークをつけたところ、こちらを主に説明していきたいと思います。

まず、真ん中辺りにある「戦略c 防災体制の強化」については、検討部会のご意見を踏まえ、
「多様な媒体による代替性のある情報伝達体制の強化」といたしました。

また、その下の2項目と一番下の囲みの部分は、検討部会のご意見により追加したものです。
続いて、3ページをご覧ください。

こちらは、重点課題2「賑わい都市・新宿の創造」のうち、「戦略d 国際観光都市の推進」についてまとめています。

1つ目の囲みの上の2つは、第1回の検討部会の意見を踏まえ、道路や公園などについて、みどりやオープンスペースの連続性やネットワークに配慮した、人中心のゆとりある公共空間としての整備や、AI、IoT等の先端技術を活用した都市開発事業の推進について記載をしています。

また、一番下の「3 新宿の顔づくりの推進」のところですが、地域の魅力を高めるため、エリアマネジメントによる屋外広告物や周辺環境に配慮したデジタルサイネージの活用について記載いたしました。

1枚おめくりいただき、4ページをご覧ください。

「戦略e 愛着と誇りをもてるまちの発展」です。

こちらは、2のタイトルを「安心して快適に過ごせる「場」づくりの推進」と変更し、感染症の拡大に対応した場づくりについての内容を追加いたしました。テレワークの普及や多様な暮らし方、働き方に対応した身近な公園やオープンスペース、また、ゆとりある共用スペース

のある空間づくり、感染症の拡大時にも安心して外出できるよう、公民連携による一体的かつ柔軟な、ゆとりある空間づくりについて追加いたしました。

次に、5ページをご覧ください。このページについては、全体的に検討部会からのご意見をいただきました。

まず、黒丸の1「地球温暖化対策の推進（ゼロカーボンシティ新宿の実現）」については、世界的な気候変動が大きな課題となっていることから、その旨を背景の部分に追記しています。

また、黒丸の2ですが、近年、「グリーンインフラ」という概念が一般化してきているというところで、現行計画の内容を「グリーンインフラ」という言葉を使用して書き直しています。

1枚おめくりいただきまして、6ページをご覧ください。

先ほど、タイトルを修正したとご説明した「2 居心地が良く快適なまちをつくるグリーンインフラ整備の推進」では、都市マスタープランで示す将来の都市構造を、グリーンインフラ整備により創出することを追記いたしました。

「3 交通環境の整備の推進」では、グリーンスローモビリティやシェアリングモビリティの活用、都市基盤整備と連携した次世代モビリティや自動運転技術の活用、賑わい創出や快適な歩行者空間の確保のための柔軟な道路空間の利活用の検討について追記いたしました。

第1章、課題別戦略についての説明は以上となります。

次に、7ページをご覧ください。ここからは第2章のエリア戦略となります。このページで示しているのは、まちづくり推進エリアの位置です。

全部で16のエリアがあり、このうち、今回新しく追加したのが真ん中にある「12 西早稲田駅周辺エリア」です。

また、図の左上にあります「9 中井駅・下落合駅エリア」は、名称を変更し、青い点線の部分の範囲を拡大いたしました。

その他、「6 若松環4沿道エリア」、「8 高田馬場駅周辺エリア」、「11-1 新宿駅直近エリア」、「11-2 新宿駅東口エリア」、「11-3 新宿駅西口エリア」の範囲も変更しています。

前回の審議会では、西早稲田駅周辺エリアの範囲が広過ぎるのではないかとご意見をいただきましたが、他のエリアと比べるとほぼ同程度だと、そのように考えています。

次に、8ページをご覧ください。ここからが各エリアの説明になります。

まず、「1 四谷駅周辺エリア」です。こちらでは、鉄道の乗換利便性やバリアフリールートについての記載を追加いたしました。

次に、その下、「2 神宮外苑・信濃町駅周辺エリア」です。こちらでは、2つ目の囲みにありますが、多様な交流空間や歩行者ネットワークの創出についての記載を追加し、3つ目の囲みの部分では、一時滞在施設の整備を追加いたしました。

次に、9ページをご覧ください。

「3 神楽坂エリア」ですが、こちらでは、推進方策の「1 ①土地利用」のところに、地区計画による街並みの維持と路地景観の保全、景観まちづくり計画及び景観形成ガイドラインによる地域特性に配慮した景観の形成を追加しています。

その下、「4 飯田橋駅東口周辺エリア」をご覧ください。こちらでは、検討部会の意見を受け、来街者の多い神楽坂や外濠、小石川後樂園といった周辺地域をつなぎ、回遊性を高める歩行者ネットワークの形成について追加いたしました。

次に、10ページをご覧ください。

「5 外苑東通り沿道エリア」です。こちらでは、平成30年に地区計画を策定した牛込台西北地区に関する記載を追加いたしました。

次に、「6 若松環4沿道エリア」です。こちらでは、ユニバーサルデザインの観点から歩行者空間や段差解消について追加し、地区計画による良好な地域コミュニティの形成や防災性の向上についても追記いたしました。

その下、「7 大久保・百人町エリア」ですが、こちらでは、道路上に滞留し飲食する歩行者に対する公共スペースへの誘導と、住環境の維持について追記いたしました。

次に、11ページをご覧ください。

「8 高田馬場駅周辺エリア」です。

まず、下の図をご覧ください。先ほどと同様に、青い線で囲まれた範囲が今回拡大したところです。西武新宿線の開かずの踏切対策を検討するため、範囲を拡大しました。

また、追加・修正した部分ですが、連続立体交差化に関する記載を修正し、また、景観の形成や緑化の誘導、隔地・集約駐車場、集約駐輪場の確保についても追加いたしました。

次に、12ページをご覧ください。

「9 中井駅・下落合駅周辺エリア」です。

こちらも地図をご覧ください。先ほどと同じく、開かずの踏切対策を検討するため、青枠で囲まれた範囲を今回拡大いたしました。

また、記載内容については、鉄道立体化を契機としたまちづくりや、早稲田通りのあり方検討についても追記しています。

その下、「10 西落合エリア」をご覧ください。こちらでは、バリアフリー化と緑化の誘導に関する内容を追加いたしました。

次に、13ページをご覧ください。

こちらは「11-1 新宿駅直近エリア」です。こちらのエリアはまちづくりの取組みが進んでいますので、変更部分が多くなっています。

上から3つ目の囲みの中に、「②多様な来街者に配慮した空間の形成」の2つ目の項目ですが、検討部会から、線路上空の公共空間をしっかりと取ってほしい、また、東口広場は狭いので、建物の内部空間と併せて公共的空間を確保してほしいというご意見をいただきましたので、それらを踏まえた記載内容となっています。

また、一番下の囲みですが、こちらも検討部会からのご意見で、新宿中央公園と新宿御苑をつなぐみどりの軸をしっかりとつくってほしいということでしたので、こちらの記載としています。

次に、14ページをご覧ください。

こちらは、推進方策に関する部分ですが、真ん中辺りに丸で「部」とマークがついている「大規模災害時の建築物の自立性の確保」については、検討部会のご意見を踏まえて追加したものです。

次に、15ページをご覧ください。

こちらは「11-2 新宿駅東口エリア」です。こちらも、地元のまちづくりの取組みが進んでいるので、変更内容が多くなっています。

エリアの拡大範囲をご覧いただきたいので、16ページをご覧ください。

こちらの地図の青線で囲まれた部分が今回拡大したところです。環状第5の1号線、明治通りの部分の整備が進んできたことや、都市再開発方針で新宿六丁目が誘導地区に位置づけられたことを受けて、範囲を拡大いたしました。

また、一番上の囲みの中に「部」マークがついていますが、こちらも先ほど同様、検討部会からの意見で、新宿中央公園と新宿御苑をつなぐみどりの軸をしっかりとつくってほしいということですので、こちらの記載としています。

次に、17ページ、こちらをご覧ください。

こちらは「11-3 新宿駅西口エリア」です。真ん中辺りに「部」マークがついていますが、こちらも検討部会からのご意見で、新宿中央公園と新宿御苑をつなぐみどりの軸をしっかりとつくってほしいということで、こちらの記載を追加いたしました。

次に、18ページをご覧ください。

こちらは推進方策に関する部分ですが、先ほどもありましたが、2つ目の囲みの上から3つ目の項目は、検討部会の意見を踏まえて追加したものです。

その下、「11-4 十二社通り・青梅街道周辺エリア」です。こちらには、推進方策に環境に関するものと超高層ビル群のスカイラインの形成の記載を追加しています。

次に、19ページをご覧ください。

こちらは「11-5 歌舞伎町エリア」です。

シネシティ広場の活用によるエンターテイメントシティの形成や、歌舞伎町一丁目一番街地区や歌舞伎町一丁目平和会地区について魅力向上の取組み、こちらを追記いたしました。

また、景観形成や先端技術の活用、オープンスペース、超高層ビル群のスカイライン、環境に関する事項も追加しています。

最後の「12 西早稲田駅周辺エリア」については、第1回の検討部会でご説明したので、説明の方は省略させていただきました。

また、資料2-1の次についています資料2-3、こちらをご覧くださいませでしょうか。

意見を集約したのですが、こちらにつきましては、「まちづくり戦略プラン（事務局案）」に対する検討部会からのご意見をまとめたものです。先ほど、部会長のほうからお話がありましたけれども、1ページ目のご意見については、本日お示しした資料、本編等々にも反映しています。

2ページ目以降ですが、現在、反映されていない状態ですので、その該当箇所の部分につきましてお示ししています。こちらにつきましては、今後、検討部会で検討していただきたいと、そのように考えています。

事務局からの説明は以上となります。

○戸沼会長 中川副会長、何か補足ありますか。

○中川副会長 いえ、ございません。

○戸沼会長 検討部会でご議論いただいた2回目のまとめの報告だと思えますけれども、検討部会の委員の方は、またご意見がありましたら後で言っていただくといいと思います。

いかがでしょうか、他の皆さんから、この点はどうなっているのかとか、あるいは、こうしたらいいんじゃないかというようなご意見がありましたら、言っていただきたいと思います。いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○沢田委員 具体的な意見に入る前に1点なんですが、実は私、前回の新宿区都市計画審議会を欠席しております、それは、家族がコロナに感染してしまったので、最初は、濃厚接触者だからもうどうにも審議会に出られないってことでご連絡して、その後、自分もかかってしまったので、長引いてしまったので意見を出す機会もなかったもので、今日初めて意見を言うことになるんですけども、そのときに事務局に会長に伝えていただくようお願いしたのは、これからコロナで、例えば自分が発症していなくても、濃厚接触者でも出られないっていう場合とかあると思うんですね。そういったときに、例えば東京都の審議会、最近、私、神宮外苑のことで環境影響評価審議会をよく傍聴しているんですけども、傍聴もリモートでできるんですね。参加されている審議会の委員の先生方もリモートで参加されていたりで、Z o o mでやられていて、そのZ o o mを事前に登録していた傍聴者が見られるという状況なんですね。リモートでもいいから、私、傍聴だけでもいいからさせてほしいって、そのとき、前回欠席したときに言ったんですが、それはまだそういうルールがないから、この審議会については今はできないということでは言われたんですけども、今後、ちょっと具体的に検討していただきたいなど。もしかしたら先生方の中でも、欠席だけでもリモートだったら出られるという場合も出てくるんじゃないかと思うんですね。そこは今後、なるべく早急に検討していただきたいなと思っています。それが本題に入る前に、1つお願いします。

○戸沼会長 せっかくですから、いかがですか。こういうご要望が出たんだけど、どなたか。

○都市計画課長 東京都も、傍聴、リモートといっても会場が限られているところですので、日本全国という形にはならないかなと思うので、限られた一定の条件がかかってくるのかなと思っています。傍聴というのは、原則としては指定したところでやっていただくように東京都は整理しているので、そこら辺かなとは思いますが。

あと、審議の参加については、検討課題の一つかなと思っております、今の段階で、それはいける、いけない、そっちの方向というところまでの判断のときまでも来ていないのですけれども。

○戸沼会長 新宿区都市計画審議会だけじゃなくて、新宿区の全ての会議に関係する問題ですね。

○沢田委員 はい。

○戸沼会長 議会なんか、同じようなことが起こりますかね。

○沢田委員 そうですね。だから、いろんな審議会ですべて検討したほうがいいと思うのですけれども、私がそういう事態になってしまったものですから。

東京都の審議会が既にそういうやり方をされていたものですから、提案をさせていただきました。

○戸沼会長 ひとまず提案ということで。

○沢田委員 ええ、具体化していただければなと思います。

○戸沼会長 はい。

○沢田委員 具体的なところでお聞きしたいんですけども、資料2-1の概要版の4ページ目に、「安心して快適に過ごせる」というところで、公民連携による公共空間や公開空地などの云々と書いてあって、「公民連携による」とわざわざ修飾語がついているというのは、どういう意味でつけているのでしょうか。公共空間とか公開空地の利用っていうだけでも別にいいと思うんですけども。というのが、「公民連携」と言ったときに、今、新宿区がやっている公民連携の中でも、必ずしもいい状況じゃないと思っているのが幾つかありまして、例えば、新宿中央公園なんかもPFIでやったんですけども、結構樹木が伐採されてしまっていたりとかっていうことも起こっているんで、この「公民連携」の意味を聞いておきたいと思います。それが1点目です。まずそれをお聞きします。

○中川副会長 検討部会でこれを議論していたときには、いわゆる空間をどのように使っていくのかということで、これまでややもすると道路空間であるとかそういった公共空間だけに目が行ってしまうと。それで、道路空間と民地側と、それが一体となった一つの間をつくり出してはいけないだろうかという意味での「公民連携」と。その後、公共空間は、これはパブリックな空間、それから、公開空地はプライベートな空間ということで、公共空間や公開空地ということの一つの例に挙げているんですが、議論のところでは、例えば民間の建物の1階部分と、それから歩道であるとか、いわゆる外部空間、その一体的な利活用、そういうことも今後考えていったらどうかと。というような意味合いでここでは使っているという議論です。

○沢田委員 はい、分かりました。何か民間に丸投げしちゃって、そこで公共の空地をつくってくださいというと、何か伐採されたりしているもんだから、そういうことを心配して、確認をさせていただきました。ありがとうございます。

それと、その次の5ページのところなんですけれども、ゼロカーボンシティというのが入ったところで、「(ねらい)」というところに、「それぞれの立場で選択する地球温暖化対策への取組み」とあるのですけれど、「それぞれの立場で選択する」というのがよく言葉として、何でこの言葉なのだろうなという。それぞれの立場は、あるんですけども、温暖化対策への取組みをそれぞれの立場で最大限推進していくことを示せばいいと思うんですが、「選択す

る」というと何か消極的な感じに見えるので、もっと積極的な言葉にできないのかなと思います。

続けて、お聞きしますね。同じ5ページのところで「交通環境の整備の推進」とあるのですが、ここにも「シェアリングモビリティ」とありますが、今の新宿区と近隣区もそうなんですけれども、例えば自転車とかですと、自転車のシェアサイクルをすごく推進していたりするんですけれども、一方では自分の自転車でエコに生活をしたいと思う人たちも増えていて、ところが、駐輪場が足りないという問題があります。ここにも、もともとのまちづくり戦略プランにも「駐輪場の整備」というのは書いてあるのですが、整備といったところで、今、区がやっているのは、それも路上に整備したりとか今までしていたところも、区営駐輪場を全部民設民営化にしてしまって、結果的には値段が上がったりとか台数が減ったりとかで、やっぱり台数そのものが足りないことが問題だねっていうことになっているんですね。今後は民間の、例えばいろんな建替えとか開発とか行われたときも、駐輪場の増設のために協力していただくことも必要かと思うので、ここは「駐輪場の増設」という形で、もっと積極的な言葉を入れていただいたほうが、より今の状況に合っているのではないかなと思います。

それからもう一つは、14ページ以降のところに度々出てくる表現なのですが、「環境に配慮した電力調達の誘導」とあるのですが、その言葉と、もう一つは、再生可能エネルギーとあって具体的に書いているところも部分的にはあるんですね。私は、「環境に配慮した」という言い方よりは、再生可能エネルギーとあってきちんと具体的に言ったほうがいいのではないかなと。まず、そこでいろんな解釈の違いとかが出ないように、そういう具体的な表現をしていたほうがゼロカーボンシティにより近づいていくのではないかなと思いますので、そこをお願いしたいと思います。

取りあえず以上です。

○中川副会長 最後の再生可能エネルギーについては、少し検討させていただきます。前半のほう、いわゆる35ページぐらいのところでは、再生可能エネルギーであるとか、ゼロカーボンであるとかといったようなところで、かなり具体的に書かせていただいているんですが、後ろのほうとの調整が必ずしもできないと。その点は検討します。

それから、一番最初にありました「それぞれの立場で選択する地球温暖化」という、これが、「選択する」という言葉が果たしていいのかということについても、検討部会の際に委員の方からもご意見をいただきますけれども、家庭でできる地球温暖化対策であるとか、それから、建物を造るときZEBみたいな形のものであるとか、それから、必ずしも個人の立場

だけでできるものではないということで、「それぞれの立場で選択する」という、この「選択」というところをつけたわけですが、その点について、つけるべきかどうかということがあるかと思います。

それからもう一つ、自転車のところに関して。

駐輪場の増設ということがなかなかできないということもありますが、駐輪場とするのか、今はやりの言葉、使っているのかどうかは別として、グリーンモビリティ、キックボードに近いようなものも含めて様々なものが出てくると。あそこら辺も今は免許制ですけれども、近々には免許廃止であるとかということがどうも議論されているようなんですが、いわゆる何が環境に優しいかはあれとして、そういう環境に優しいようなモビリティ、手軽な移動手段、それを支援する施策というのをどう考えるのかということで、委員の方々のご意見も伺いながら、自転車のところ、なかなかつくりたくないとか、ビルに無理して駐輪場を附置させると、建物の4階に附置義務の駐輪場を造ったビルもあったりとか、一体誰が利用するんだと。そういう形だけのものではなくて、利用しやすいような駐輪場ということも必要かと思います。

それから、シェアリングサイクルをはじめとした、みんなで自転車を共有しようということもあると思いますので、検討部会のところでさらに検討させていただければと思いますが、それでよろしいでしょうか。

○沢田委員 駐輪場のところの現状でお伝えしますと、シェアサイクルは、いっぱいサイクルポートとかあちこち造ってあげて、事業者のほうでやってくださいみたいな形であるんですけども、結構お勤めしている方たちはそれをすごく便利に使っていらっしゃるという実態はあると思います。

ただ、生活をしている人たちは、子育て中の方とか、ちょっと足が、やっぱり自転車のほうが楽だっている方とか、なるべくエコな生活をしたいと思う、本当に地域で生活しているような人たちはむしろ自分の自転車を使いたいの、駐輪場が足りないところのほう为非常に、私たち、ご要望としてはいただいているので、そういう実態を反映していただければなと思います。それはそれで、あとは先生方にお任せしますが、あと、もう1点。

○戸沼会長 できれば、他の方の意見も聞きたいので、簡単をお願いします。

○沢田委員 最後に1点。他にもご意見が出ているところの神宮外苑のところの表現なのですが、今の赤字が出ているところだと、「自然・歴史」という言葉を加えて、新たな景観を形成するとあるのですが、この表現で今ある樹木が本当に守られていくだろうかという不安があります。「新たな景観」というと、何か木を伐採しても、また新たに植えればいいじゃ

ないかみたいな議論もあったので、若干そこが心配になるところで、そういう木も含めた歴史ある景観、樹木を守るっていうところで、何かもうちょっと強い表現にしていきたいなと思います。

以上です。

○石川委員 ご承知のとおり、神宮外苑については、突然、環境アセスの審議会が8月16日に行われて、答申が条件付では出されたということで、非常にもう激動の状況になっておりまして、それで私、詳しい意見を出したのですが、締切りを大幅に遅れてしまったので、事務局には本当に申し訳なくて、今回の修正の中には私が出した意見がまだ反映されておりません。それで、本当に状況が劇的に変化しておりますので、検討部会で、9月9日に行われますけれども、そこで、いろいろな状況の変化を踏まえて、しっかり議論をさせていただきたいと思っております。ひとえに、私の意見を送った日がお盆の後だったものですから、そういうことです。何か8月12日ということだったのですが、環境アセスが8月16日だったものですから、もう何が何だか分からない状況でしたので、ご了承いただければと思います。申し訳ありません。

○戸沼会長 他にどうぞ、ございましたら。

はい、どうぞ。

○三栖委員 まず、課題別、重点課題が2つあって、重点課題2として「賑わい都市・新宿の創造」とあります。賑わいというと、成長とか発展とか、こういう新宿駅西口のプロジェクトも賑わいに貢献するわけだけれども、今の世の中の流れを考えると、やっぱり賑わいよりも住みたいまちというような、まちが住む人によって選ばれる時代になってきています。「賑わい都市・新宿の創造」、このことが重点課題として前面に出ていますが、住みたいまちとかそういうことが戦略として挙げられていれば、このようなプロジェクトへの見方も変わってくると思います。今回の見直しで、「賑わい都市」という戦略の大項目のところまで見直すかどうかということになりますが、この5年間でかなり、特に新型コロナウイルス感染症を経験して、住まい方、生活の仕方への人々の捉え方が大きく変わってきているので、このまま「賑わい都市」でいくかどうかということも一つ議論されたらいいのではないかと思います。

それから、具体的なことになりますが、「安全安心の強化」、これは大事なことで、具体的にはもう既に書かれているところもありますが、特に耐震化は、建物の耐震強度を上げるということもさることながら、地震によって建物がダメージを受けるわけですが、そういった建物への地震発生後の対応についても書くべきかなと思います。

また、特に避難所の設営とか。避難所というのは何日間かそこで人々が暮らすわけで、いつ

来るか分からない地震に対して常に備えておく、そういったときに対する訓練をしておく、そういったソフト面についてもこのまちづくり戦略プランに入るのかどうか分かりませんが、そういうことも大事なかなと。

それからもう一つ、豪雨対策です。道路は透水性にして水を浸み込ませるようになっていますが、いわゆる民地の面積がかなり広いわけで、そこに降った雨も、浸透枡を設けるなりして、雨水排水に流さないで、その負担を減らす、そういったことを助成する制度をやっている他の自治体もあります。想定以上の雨が降るようになって、今までの排水基準では考えられなくなっています。そういったこともこのまちづくりの中に書くかどうかは考えていただきたいと思いますが、そういった気候変動対策のことも考える必要があるかなと思います。

〇戸沼会長 いろんな要望を出していただいたらよろしいと思います。他にありませんでしょうか。

私から、じゃあ1つ、よろしいでしょうか。

このまちづくり戦略プランの改定の諮問書を**吉住区長**からいただいた中に、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、3密回避とソーシャルディスタンスの実践という前提のことがあって、今おっしゃったような、この新型コロナウイルス感染症の扱いをまちづくり長期計画の中で受け止めることができるものか、できないものか。いずれにしても、世界中6億人が感染というのは、今世紀の歴史の中でも特記する出来事だと思うんですね。これも、やや東京でも少なくなっているとはいえ、お互いに何かマスク姿が常態でっていうのは、全く異常なことで、私の人生の中でも、他の人生の中でも初めてのことで、これについての1項目を今度のまちづくり戦略プランの中でどこか入れてほしいなと感じています。なかなか受け止めにくいと思うのだけれども、これだけ影響が具体的に身体的にも、新宿区でも東京都でも、日本中がこれについてどう考えるかという大きな問題です。今、国のほうで行動計画の改定の作業を始めていますけれども、その中でもやっぱり防災と防疫ね、それと防衛が入っているわけですね。だから、今の時代の私どものプランニングに関わるものに対しては、本当に初めてのケースのショックがあるので、これは新宿区としても何かうまく表現をしていただきたいというのが私の、これは一個人ですが、一委員として申し上げたいので、これは要望ですけれども、また検討部会でご議論いただければと思います。

はい、どうぞ。

〇石川委員 簡単に。私は、何としても検討部会の委員にさせていただきたいということでさせていただいたんですけども、それはまさにそのことで、今、**戸沼会長**がおっしゃったよう

に、新型コロナウイルス感染症という、とにかく大変な、人類、もうとにかく非常時に対して今度の、新宿区がやはりトップランナーとして、しっかりまちづくりの中に入れていくべきだと私は思っています。それはなぜかという、外苑もそうですけれども、公園とか緑地というのはレクリエーションから来たわけではなくて、ペストとかコレラとか結核とか、そういったものでたくさんの人が死んでいったと、それでできたものなんです。そういう意味で、日本でもコレラが明治のときにはやりましたけれども、何ゆえ外苑とかそういったものができたかというのは、そういう感染症に対する非常に深い理解があつた時代の人にあつたと。やはりそれを踏まえて、グリーンインフラということで、新しい概念でまちづくりを打ち出していこうということですが、私は今、**戸沼会長**がおっしゃったことは、今回の戦略の中で極めて基本的な、大事なメッセージだと思っておりますので、検討部会の中でしっかり検討させていただきたいと一員として思っております。

○中川副会長 今の**戸沼会長**、それから**石川委員**のお話を伺っていて、「コロナ」という言葉でまとめるのか、「コロナ」をはじめとした感染症、要は少し広い範囲で考えていくのか、そこら辺もちょっと検討部会でぜひ。

○戸沼会長 はい、どうかその辺よろしくどうぞ。

他に何か、この際ぜひということがあれば。

はい、どうぞ。

○渡辺委員 まず、検討部会で取りまとめていただいたこと、誠に感謝申し上げます。ありがとうございました。

私個人的に思うことに関しては、先ほど、駐輪場の話も出ていましたけれども、いかんせん新宿区には土地に限られたところしかないのです、どういったまちづくりをしていくか、どういった賑わいをつくっていくかということは本当に大切なことだと思っております。当然みどりも大切なことだと思っておりますので、できるだけこのまちづくりに関しては進めていかなければいけないのですけれども、土地のあり方についてどのように考えていくかということも考えていかなければいけないのかなと思っているところが1点と、先ほど、広場空間等に関しても大変必要なことであり、賑わいの空間とか、そういうのも含めて必要なことであると思っております。

ただ、新宿区の課題では、例えば歌舞伎町のシネシティ広場が今ありますけれども、この中で逆に子供たちが集まったりとか、そういった課題も実はあります。

あとは、例えばですけれども、今朝もニュースか何かでやっていたのですけれども、喫煙所

の問題ですね。喫煙所で今、月に2,200円払う有料の喫煙所ができたというニュースをやっていましたけれども、例えばですけれども、じゃ、私吸いませんけれども、たばこを吸っている人たちの、そういったたばこの空間というのもどうするのかと。実際、売っている以上はどこかに公共としても考えなければいけないのかなとなったときに、なかなか土地もないと。じゃ、駐輪場もたばこの喫煙所も民間にお願いするというのも比較的考えていかなければいけないのかなというところが、個人的に思うところです。

あと、先ほど、**中川副会長**からもお話がありましたけれども、グリーンスローモビリティとか、例えばコージェネレーションとか、ZEB化とかは最近あれですけれども、Ma a Sとか、やはり分かりにくい言葉が多いのかなと。私たちは何とか分かるんですけれども、やはり広く区民や都民とか国民にお知らせするには、何か括弧書きで、例えば、グリーンスローモビリティというのは公道で20キロ以下の乗り物でとか、何か記載できれば分かりやすいのかなと思いつつ、その辺も検討部会でお話し合っただけだと思っています。

すみません、以上です。

〇戸沼会長 大体時間ですけれども、他にありましたらどうぞ。

〇かわの委員 すみません、これは、今度は改定ということですので、基本的なことになるかもしれませんけれども、課題別戦略とエリア戦略があって、僕はやっぱり、年代というのか世代というのか、そういう課題があるのではないかと。特に新宿の場合は、日本全体は少子高齢化というけれども、新宿の場合は子供たちがまだ増えているんですよね。そこで、いろんな課題、まちづくりの中においても、例えば学校の教室が不足していたり、あるいは学童クラブなどが不足している世代、時代。あるいは学校がたくさんある、大学も含めて。その世代が持っている課題、それから働き、あるいは高齢者の持っている、そういう課題も一つのまちづくりの戦略としての、年代が抱えるそういう問題というもの、一つ今後の中で考えていく必要があるのではないかなと。新宿だからこそまた、その持っているそういう、大学がたくさんあったり、あるいは、さっき言ったような、そういう働くところがたくさんあるというところも考えて。今回の中でそこがすぐできるかどうかはあれですけれども、課題としてはそういう問題があるのではないかなと考えますので、提起をしました。

以上です。

〇戸沼会長 じゃ、他にもしありましたら。

はい、どうぞ。

〇下村委員 すみません、先ほど、この4ページの課題別戦略というところで、公民連携によ

る公共空間とか公開空地の一体的かつ柔軟な利活用という言葉が出て、これについても話がありましたけれども、私も非常に、たまたま私も歌舞伎町に住んでおりますので歌舞伎町のことをいろいろ考えながら、たまたまこれ見たんですけれども、今頃こんなこと言って大変恐縮なのですけれども、11というところに入っているのですが、歌舞伎町が別に11-5になっているということで、それは特別な意味はないと思うのですけれども、11の中のエリアで、やはり私は、東口と一体に考えていっていただくということが一般的なのでは。今頃気がついて大変申し訳ないのですが、たまたま歌舞伎町のところ見ていたら、意外と東口との連携というか、そういうあれがないので、今別な形にというか、たまたまこの本の中でそのように分かれているだけのことなのかもしれませんけれども、東口の次に入れていただくのが何かいいのかなという、私はそんな気が今ふっとしたものですから、そのことについてお話をさせていただきました。意見です。

○戸沼会長 どうも。

大体よろしいでしょうか。

それでは、今日出た意見を踏まえて、引き続き検討部会で検討していただいて、また私どもの議論の材料を提供していただきたいと思います。

日程第三 その他・連絡事項

○戸沼会長 次に、日程第3、その他・連絡事項。

前回、第210回都市計画審議会の議事録については、**高野委員**にご署名をお願いしたいと思っています。

事務局から、何かありますか。

○事務局（都市計画主査） 事務局です。

今回の開催ですが、令和4年10月28日金曜日、午後2時より開催予定です。詳しくは開催通知を後日発送いたします。

なお、本日の議事録ですが、次回の都市計画審議会にて署名をいただき、個人情報に当たる部分を除きホームページに公開してまいります。また、資料につきましてもホームページに公開してまいります。

なお、検討部会の委員の皆様には事務連絡です。本日配付いたしました資料2-2につきましては、来週の検討部会でも使用しますので、本日お持ち帰りいただいた場合は次週もお持ちくだ

さい。また、そのまま机の上に置いていただければ、事務局で保管しておきます。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

○戸沼会長 それでは、今日はこれで閉会といたします。ありがとうございました。

午後4時06分閉会